

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務	
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する特例申請書を收受、保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 ※平成28年1月1日以降の寄附に関する特例申請について、申請者等へ個人番号の記載が必要となる。	
③システムの名称	マイナンバー管理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
ワンストップ特例申請情報ファイル、ワンストップ特例通知送付ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項別表の24の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総合政策部 地方創生課	
②所属長の役職名	地方創生課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	総合政策部 地方創生課 小林市細野300番地 0984-23-1148	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託契約に基づき業務がなされているか、毎月委託業者から報告及び必要に応じて検査等を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等については、施錠できるキャビネットで保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5-②	地方創生課長 安楽 究	地方創生課長	事後	
令和1年6月27日	II-1	2017/1/5	2019/4/1 時点	事後	
令和1年6月27日	II-2	2016/12/28	2019/4/1 時点	事後	
令和1年6月27日	IV-1～9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	I-1-③	マイナンバー管理システム LdgHome	マイナンバー管理システム	事後	
令和7年2月5日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)	事後	
令和7年2月5日	I-3	第9条第1項 別表第一 16の項 第9条第3項	第9条第1項別表の24の項	事後	
令和7年2月5日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条		事後	
令和7年2月5日	I-8	886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市 総合政策部 地方創生課 0984-23-1148	総合政策部 地方創生課 小林市細野300番地 0984-23-1148	事後	
令和7年2月5日	I-9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年2月5日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月5日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月5日	IV-6	【 】接続しない(入手)	【○】接続しない(入手)	事後	
令和7年2月5日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事後	
令和7年2月5日	IV-8、11		新様式への変更に伴う項目追加	事後	